

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

平成 20 年 1 月
福島県生活環境部

1 水質環境基準の法的根拠等

(1) 水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法第 16 条第 1 項による水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

平成 15 年 11 月に「水生生物の保全に係る水質環境基準」（以下「水生生物保全環境基準」という。）が新たに「生活環境の保全に関する環境基準」として位置付けられ、類型ごとに基準が定められた。（河川及び湖沼に関する基準は次表のとおり。）

表 河川及び湖沼に関する水生生物の保全に係る水質環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	第 1 の 2 の (2)* により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	

※「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）の第 1 の 2 の (1) を示す。

(2) 環境基準の類型当てはめの権限について

環境基準の類型を当てはめる水域の指定（以下「類型指定」という。）については、環境基本法第 16 条第 2 項により、政令により国が指定する水域以外の水域については、当該水域が所属する区域を管轄する都道府県知事が指定することとされている。

(3) 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定の基本的事項について

類型指定は、平成18年6月に一部改正された「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（以下「処理基準」という。）に基づき行うこととされている。

この中で、類型指定を行うために必要な情報の把握については、下記ア～オの項目について行うこととされている。

- ア 水質の状況
- イ 水温の状況
- ウ 水域の構造等の状況
- エ 魚介類の生息の状況（下表の分類に従い分類を行う。）
- オ 産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報

表 主な魚介類の淡水域における水域区分の分類

分類	生物A		生物B		その他
	主な種類（和名）		主な種類（和名）		主な種類（和名）
	分類1	分類2	分類1	分類2	分類1
魚類	アマゴ・サツキマス	アマゴ、サツキマス	ウグイ	-	アユ
	ヤマメ・サクラマス	ヤマメ、サクラマス	シラウオ	-	ワカサギ
	イワナ・アメマス	イワナ（エソイワナを含む）、アメマス	オイカワ	-	
	サケ（シロザケ）	-	フナ類	ギンブナ、ゲンゴロウブナ、その他キンブナ、オオキンブナ等	
	ニジマス	-			
	ヒメマス・ベニザケ	ヒメマス、ベニザケ	コイ	-	
	カジカ	-	ドジョウ	-	
			ナマズ	-	
			回遊性ヨシノボリ類	トウヨシノボリ、シマヨシノボリ、クロヨシノボリ、オオヨシノボリ、ルリヨシノボリ等	
			ウナギ	-	
		ボラ	-		
その他の生物			スジエビ	-	
			テナガエビ	-	
			ヒラテテナガエビ	-	
			ミナミテナガエビ	-	
			ヌカエビ	-	
			モクズガニ	-	
			マシジミ	-	
		ヤマトシジミ	-		

出典：「水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について」（平成18年6月30日付け環境省水・大気環境局水環境課長通知）より作成

2 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定についての検討経過

(1) 類型指定の考え方について検討

「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（環境省 H18.6.30 改訂）に示されている次の事項を検討。

- ① 水生生物の保全が必要な水域すべてを対象とする。
- ② 水質汚濁が進行するおそれのある水域などを優先する。
- ③ 一般項目の環境基準の類型指定がされている水域を優先する。 等

(2) 類型指定を行うために必要な情報の把握

県内の河川及び湖沼のうち、一般項目の環境基準の類型指定がされている水域について、年次計画に基づき平成17年度から調査を開始しており、平成18年度は、大滝根川等9河川及び1湖沼について調査を実施。

(3) 類型指定について福島県環境審議会への諮問・審議

平成19年10月29日：類型指定のために必要な情報がまとまった大滝根川等9河川及び1湖沼について類型指定を諮問。

平成19年11月30日：福島県環境審議会（全体会）において事務局より次の事項の説明後審議が行われ、類型指定に係る水域ごとの検討は、第2部会に付託することを決定。

- ・水生生物に係る水質環境基準（水生生物保全環境基準）の概要
- ・水生生物保全環境基準の設定の背景
- ・県内の河川における亜鉛濃度の現状 等

平成20年1月18日：福島県環境審議会第2部会

3 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定（案）

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、処理基準及び「類型指定を予定している水域の情報」に基づき、大滝根川等9河川、1湖沼について、下表のとおり水域類型、達成期間及び環境基準点を定める。

表 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定（案）

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
大滝根川 (三春ダム貯水池より上流)	河川生物 A	イ	船引橋
大滝根川 (三春ダム貯水池より下流)	河川生物 B	イ	阿武隈川合流前
釈迦堂川 (影沼橋より上流)	河川生物 A	イ	須賀川市水道取水地点
釈迦堂川 (影沼橋より下流)	河川生物 B	イ	阿武隈川合流前
北須川 (千五沢ダム貯水池より上流)	河川生物 A	イ	やなぎ橋
今出川 (北須川合流点より下流及び 千五沢ダム貯水池より下流の 北須川)	河川生物 B	イ	猫啼橋
社川	河川生物 B	イ	王子橋
黒川	河川生物 A	イ	栃木県境
大久川及び小久川	河川生物 A	イ	蔭磯橋
小高川	河川生物 A	イ	善丁橋、ハツカラ橋
千五沢ダム貯水池	湖沼生物 B	イ	千五沢ダムサイト

- (注) 1 水域類型の欄は、「水質汚濁に関する環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の1（1）イ及び（2）ウに掲げる類型を示す。
2 達成期間の欄の「イ」は「直ちに達成」を示す。